

<報道発表資料>



令和3年11月30日

「埼玉県SDGsパートナー」第4期133者を登録 ～第5期登録申請を12月13日（月曜日）14時から受付開始～

埼玉県は、全県のステークホルダーがワンチームでSDGsに向け取り組んでいく「埼玉版SDGs」を推進しています。

その中で、自らSDGsに取り組む県内企業・団体等を県が登録する「埼玉県SDGsパートナー」登録制度を令和2年11月から実施しています。

この度、第4期登録（令和3年8月～10月受付分）において133者を令和3年11月30日付けで登録しました。

既に登録済の第1期～第3期計315者と合わせ、累計448者の登録となりました。

また、登録申請締切後においても問合せが多かったことから、第5期登録申請を令和3年12月13日（月曜日）14時から受け付けます。（締切は令和4年2月14日（月曜日））

引き続き、SDGsに取り組んでいる県内企業・団体等の皆様の登録をお待ちしております。

【第4期登録について】

1 登録者数

133者（別添一覧表参考）

※県ホームページ内にも一覧で紹介しています。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)

※登録者には、登録証を交付します。（右記参照）

また、県ホームページにおいて活動内容を紹介します。



【第5期登録申請について】※第1期～第4期登録申請と要件等は変わりません。

1 対象 ※個人は対象ではありません。

埼玉県内に本社又は支社等を有し、県内で事業活動を行う企業・法人・個人事業主、NPO、団体、大学等が対象となります。

ただし、国・地方公共団体は除きます。

2 登録要件

以下の2つの要件をクリアすること。

- (1) 環境、社会及び経済の3つの分野において、それぞれSDGsに係る取組及び指標が設定されていること。

※登録から1年経過ごとに取組結果について県に報告が必要です。

- (2) SDGs達成に向け、実施している、又は実施する予定である取組の内容が具体的かつ明確であること。

3 登録申請方法

令和3年12月13日(月曜日)14時から「埼玉県電子申請・届出サービス」により登録申請受付を開始します。

詳細は県ホームページ内「埼玉県SDGsパートナー」を御覧ください。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)

登録申請締切は、令和4年2月14日(月曜日)です。

※登録申請完了だけでは、登録とはなりません。

4 登録まで

登録申請締切後、申請内容について県で確認を行います。(必要に応じて申請者に連絡・確認を行います。)

必要書類が整い、要件を満たしている場合は、令和4年3月31日付けで登録する予定です。

登録完了通知は、申請の際に登録いただいた電子メールアドレスに送付します。

5 登録について

登録証を交付するとともに、取組内容等を県ホームページで紹介します。

期間は登録日より原則3年間です。(3年間が経過する前の更新により、延長が可能です。)

また、登録から1年経過ごとに取組の進捗状況(指標)を県に報告していただきます。

埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム会員も随時募集中です。

「ワンチームで埼玉版SDGsを推進する」という目的に賛同する企業・団体等が随時入会可能です。会員数は、810者（令和3年11月25日現在）です。

詳細は県ホームページを御覧ください。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_kanminrenkeiplatform.html)

<主な活動内容>

- ・SDGsに関連するシンポジウム・セミナー等イベントの開催
- ・参加団体が実施するSDGs関連イベントの広報・発信
- ・参加団体の情報共有及び交流に資する事業